

津山圏域クリーンセンター敷地造成及び最終処分場実施設計業務委託について、簡易公募型プロポーザルの手続きを開始するので公告する。

津山圏域資源循環施設組合 管理者 桑山博之

1 適用基準

この簡易公募型プロポーザルの手続き開始の公告(以下「本件業務の告示」という。)は「津山圏域クリーンセンター敷地造成及び最終処分場実施設計業務委託」に適用する。

本件業務の告示において、特に定めのない事項については、「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて」(平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。),「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて」(平成6年6月21日付け建設省厚発第270号、建設省技調発第136号、建設省営建発第25号。以下「公募型プロポーザル通達」という。),「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて」(平成6年6月21日付け建設省厚発第271号、建設省技調発第137号。以下「公募型競争通達」という。),「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて」(平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号。以下「簡易公募型プロポーザル通達」という。),「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続きについて」(平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号。以下「簡易公募型競争通達」という。)に準拠するものとする。

2 手続き開始の日

平成21年11月20日(金)(以下「基準日」という。)

3 業務名

津山圏域クリーンセンター敷地造成及び最終処分場実施設計業務委託

4 位置

津山市 領家ほか 地内

5 工期

契約の日から平成23年2月19日まで

6 契約限度額

1億5,750万円(消費税込)

7 特定スケジュール

- ・基準日 平成 21 年 11 月 20 日（金）
- ・説明会 平成 21 年 11 月 26 日（木）
- ・参加表明書（参加資格審査申請書）提出期限 平成 21 年 12 月 2 日（水）
- ・技術提案書質問書提出期限 平成 21 年 12 月 7 日（月）
- ・質問書回答 平成 21 年 12 月 10 日（木）
- ・技術提案書提出期限 平成 21 年 12 月 17 日（木）
- ・技術ヒアリング 平成 21 年 12 月 25 日（金）
- ・特定結果の公表 平成 21 年 12 月 28 日（月）
- ・参加資格審査結果通知，特定通知，非特定通知の発送 平成 21 年 12 月 28 日（月）

8 所管，問合せ先

- (1) 所管 〒709-4603 津山市中北下1300（久米支所 3 F）
津山圏域資源循環施設組合 事務局

(2) 問合せ先

- ・契約手続きに関すること
総務課 TEL：0868-32-7017 FAX：0868-32-7019
- ・上記以外の事項
施設課 TEL：0868-32-2059 FAX：0868-32-7019
E-mail：sisetu-ka01@shigen-tsuyama.jp（本件業務専用アドレス）
問い合わせは，原則として全てメールで行う。

9 業務概要及び数量の目安（業務の詳細及び成果品等は，別紙 6「仕様書」に記載）

(1) 敷地造成測量設計業務

敷地造成計画及び設計 A = 約 16ha

防災調整池（遮水工法の検討を含む）4ヶ所

構内幹線道路（W = 11.0m L = 約 750m 東進入路終点～西進入路終点区間）

構内道路（W = 4～5m L = 約 1000m 構内連絡道路・管理道路）

東進入路（W = 11.0m L = 約 200m 産業団地内道路終点～東進入路起点区間）

リサイクルセンター敷地軟弱地盤対策工 一式

法面对策工 一式

公園・遊歩道・緑化計画 一式

（東屋，洗面所等の建築物については，配置計画のみとする。但し，配置計画に基づく電気，水道，下水道施設の実施設計は含む。）

雨水排水施設 一式

上水道・工業用水配水施設（L = 約 1300m）

（既設管から各施設まで。但し，熱回収施設，リサイクルセンター敷地内を除く）

下水道施設（L = 約 1300m）

（既設管から各施設まで。但し，熱回収施設，リサイクルセンター敷地内を除く）

敷地内照明設備（熱回収施設，リサイクルセンター敷地内は除く）一式

仮設工 一式

掘削残土の処理計画 一式

敷地造成工事仕様書 一式
施工計画(案) 一式
敷地造成設計業務等に係る測量業務 一式
敷地造成設計に必要な現地調査, ボーリング, 現位置試験, 土質試験等 一式
林地開発申請書作成 一式
その他関連業務 一式

(2) 最終処分場建築設計業務及びその他建築物等

最終処分場, 管理棟, 再資源化施設等の配置計画

(管理棟, 再資源化施設等は配置計画のみ作成し, 建築物の設計は含まない。)

被覆型最終処分場躯体 (30,000 m³) 一式

最終処分場上屋建物 一式

不燃残渣の搬入設備 一式

最終処分場浸出水処理施設 一式

不燃残渣浸出水調査 一式

災害時の対応施設 一式

公共ごみ等の貯留分別施設 一式

最終処分場建設工事仕様書 一式

電気, 水道, 下水道, 外構等 一式

(管理棟, 再資源化施設等の配置計画に基づく施設を含む。)

施工計画(案) 一式

建築確認申請関係(建築基準法第6条 申請手数料を含む) 一式

道路位置指定申請(建築基準法第42条第1項第5号 申請手数料を含む) 一式

最終処分場の設計に必要な測量

最終処分場の設計に必要な現地調査, ボーリング, ボーリング孔を利用した現位置試験, 土質試験等) 一式

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の3第1項の規定による

最終処分場の廃棄物処理施設設置届 一式

その他関連業務 一式

(3) その他

環境配慮計画(建築工事) 一式

環境配慮計画(土木工事) 一式

敷地内の山林, 公園等を利用した屋外環境学習計画及び指導計画案

維持管理計画書 一式

公害防止協定書(案)・・・最終処分場に係る部分 一式

(4) 上記数量は数量の目安である。実施の結果数量が変更となっても, 委託費の変更対象としない。ただし, 新規項目及び調査の結果大幅な調査等の追加が発生した場合は協議によるものとする。

10 中間成果

(1) 最終処分場の廃棄物処理施設設置届は, 平成22年12月に提出できるように作成しなければならない。

(2) 造成工事の設計は, 平成22年12月初旬に工事が起案できるように設計しなければならない。

11 参加方式・参加資格

(1) 参加方式は、設計共同体方式とする。

単独企業は参加できないものとする。

(2) 参加資格

本件業務の参加資格は、次の全てに該当する設計共同体とする。

参加表明書（参加資格審査申請書）を期日までに提出した設計共同体であること。

次項に示す設計共同体の要件を満たす設計共同体であること。

技術提案書を期日までに提出した設計共同体であること。

技術ヒアリングに参加した設計共同体者であること。

本件業務の告示に示す条件に違反していない設計共同体であること。

(3) 参加資格の喪失

参加表明書（参加資格審査申請書）を期日までに提出した設計共同体が、技術提案書の提出期限までに提出しなかった場合、参加資格を喪失したものとし技術ヒアリングに参加することはできない。

12 設計共同体

(1) 設計共同体は、建設コンサルタント2社（建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示717号）第5条の規定により登録している者）による自主結成とする。

(2) 出資比率

構成員の出資比率は、構成員ごとの分担業務の価格による。但し、代表者は、業務の総括及び業務の主たる部分を分担するものとし、その出資比率は、構成員中最大でなければならない。

なお、先の業務の主たる部分とは、熱回収施設・リサイクルセンター建設敷地造成計画・実施設計、防災計画、最終処分場の躯体及び上屋の設計に関する業務とする。

(3) 構成員の要件

共通要件

設計共同体の構成員となる者は、基準日において（ウについては、基準日から特定の日まで）、以下の要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）。

ウ 津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、勝田郡奈義町、久米郡美咲町（以下、1市4町を「圏域市町」という。）の何れの自治体からも指名停止、営業停止措置を受けていないこと。

エ 構成員ごとに定めた業務の分担に応じて「測量・設計業務等に係る技術者の配置及び選任基準」の要件を満たす技術者又は次の構成員の要件に掲げる技術者を配置できること。但し、最終処分場建築設計業務の照査技術者については技術士（選択部門が「鋼構造及びコンクリート」に限る。）又は同等の技術を有する者を配置できる。

オ 当該業務の実施に当たり、法令等に基づく登録等を受けている必要がある場合は、当該登録等を受けていること。

カ 当該業務に対応する業務の種類について圏域市町の何れかの市町に指名願を提出し、当該業務に対応する業務の有資格業者登録名簿に登載されている単体の建設コンサルタントであること。

キ 協力事務所が、他の参加表明書及び技術提案書の提出者の協力事務所となっていないこと。

第1構成員（代表者）の要件

- ア 建設コンサルタント登録規程に基づく「都市及び地方計画部門」・「鋼構造及びコンクリート部門」・「土質及び基礎部門」・「建設環境部門」の4部門の全てに登録を行っていること。
- イ 次のいずれかの資格を有する主任技術者を配置できること。
 - 1) 技術士（総合監理技術部門）
 - 2) 技術士（本件業務の主な業務内容に係る部門において平成12年以前の合格者に限る。）
 - 3) シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。本件業務の主な業務内容に係る部門に限る。）
 - 4) 土木学会特別上級者，上級技術者，一級技術者
 - 5) 工学博士（専門分野：土木関連）
- ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- エ 最終処分場建築設計業務において管理技術者に一級建築士を配置できること。

第2構成員の要件

- ア 建設コンサルタント登録規程に基づく「道路部門」の登録を行っていること。
 - イ 圏域市町内に本社を有すること。
- (4) 設計共同体の構成員は，本件業務について2以上の設計共同体の構成員となることはできない。
- (5) 設計共同体の存続期間は，本件業務の契約を締結することとした設計共同体（以下「契約共同体」という。）を除き，当該業務の契約が締結されたときをもって終了するものとする。
- (6) 契約共同体の存続期間は，本件業務の完了後6月を経過した日までとする。ただし，当該期間満了後であっても，当該業務に瑕疵があった場合には，各構成員は連帯してその責任を負うものとする。
- (7) 契約共同体は，本件契約期間中に次の各号に掲げる事項に該当した場合は，すみやかに届出なければならない。

構成員が，次に掲げる事項に該当した場合

- ア 法人が合併により消滅したとき
 - イ 法人が破産により解散したとき
 - ウ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき
 - エ 廃業したとき
 - オ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者になったとき
 - カ 当該業務を履行するために必要な登録又は資格等を受けていない者になったとき
 - キ 上記カに掲げるほか，その有する登録又は資格等の状況が変更されたとき
- 構成員の何れかが次の事項を変更した場合
- ア 住所又は所在地
 - イ 商号又は名称
 - ウ 代表者
 - エ 法人である場合においては代表者又は契約に関して代表者が有する権限の一部又は全部を委任された者（以下「受任者」という。）の氏名，個人である場合においてはその者の氏名
 - オ 受任者が所属する営業所等の名称，所在地，電話番号，ファクシミリ番号，メールアドレス
- (8) 契約共同体の構成員の何れかが前項第1号に掲げる事項に該当したときは，他の構成員が該当となった構成員の業務を引き継がなければならない。ただし，業務を引き継ぐ構成員が当該業務を履行するために必要な登録又は資格等を受けていない者であるときは，管理者に構成員の変更について協議を求めなければならない。

(9) 前項において業務を引き継ぐ者がいないとき又は構成員の変更を管理者が認めないときは、津山圏域資源循環施設組合契約規則（平成21年津山圏域資源循環施設組合規則第21号）第2条で準用する津山市契約規則（平成6年津山市規則第5号）（以下「契約規則」という。）第41条第1項第3号の規定により当該業務の契約を解除することができる。

13 応募関係書類等の配布

(1) 配布場所及び配布方法

津山圏域資源循環施設組合ホームページにおいて「津山圏域クリーンセンター敷地造成及び最終処分場実施設計業務委託プロポーザル方式に係る公告について」に掲載する。ダウンロードにより取得すること。

<URL <http://www3.tvt.ne.jp/shigen-t/>>

(2) 配布期間

津山圏域資源循環施設組合ホームページにおいて、特定手続きが終了するまで掲載する。

14 参加表明書（参加資格審査申請書）の提出及び参加資格の審査

(1) 参加表明書（参加資格審査申請書）の提出

- ・提出先 施設課
- ・提出方法 持参（受付時間を調整するため事前に提出日、希望時間をメールで連絡すること。）
- ・提出期限 平成21年12月2日（水）までの午前9時から午後5時までの間
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 提出書類・・・作成方法は（別紙1）「参加表明書（参加資格審査申請書）作成要領」参照 様式は（別紙2）「参加表明書（参加資格審査申請書）様式集」参照

提出書類	様式
参加表明書（参加資格審査申請書）	様式第1号
設計共同体協定書 設計共同体協定書第8条に基づく協定書	様式第2号
委任状	様式第3号
建設コンサルタント登録規程に基づく登録状況及び入札参加資格の状況 （代表者）	様式第4号
建築士法の規定に基づく一級建築士事務所の登録状況（代表者）	様式第5号
建設コンサルタント登録規程に基づく登録状況及び入札参加資格の状況 （第2構成員）	様式第6号
（予定）主任技術者	様式第7号
受付票（参加表明書）	様式第8号

(3) 参加表明書（参加資格審査申請書）（以下「参加表明書」という。）についての質問は、平成21年11月26日（木）午後5時までメールにより受け付ける。質問期日以降は受け付けない。

質問及び回答の一覧を平成21年11月30日（月）までにホームページに掲載する。

(4) 参加表明書を期限内に組合が収受した場合、様式第8号の「受付票」に受付印を押印して返却する。

(5) 参加表明書の審査は事後審査型とし、審査結果は特定結果の公表と同日に審査結果通知書の発送をもって通知する。

(6) 技術提案書の提出にあたり提出者の選定は行わない。技術提案書の提出後審査する。

- (7) 参加表明書の提出者名は、特定結果の公表まで公表しない。
- (8) 参加表明書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して圏域市町が指名停止の措置を行うことがある。また、本件業務の告示及び参加表明書(参加資格審査申請書)作成要領において示す条件等に違反している場合、無効とする場合がある。

15 技術提案書の提出

(1) 技術提案書の目的

本プロポーザルにおける技術提案書は、設計業務における具体的な取り組み方法等について提案を求め、評価基準に基づき最も優れた提案者と契約を行うために招請するものである。

具体的な設計業務は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取り組み方法を反映しつつ発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上開始することとする。

(2) 提出書類・・・作成方法は(別紙3)「技術提案書作成要領」参照

様式は(別紙4)「技術提案書様式集」参照

提出書類		様式	用紙サイズ	提出部数		
				正本	副本	
技術提案書提出届		様式第21号	A 4	1部		
技術提案書	技術提案書表紙	様式第22号	A 4	1部	12部	
	業務実施体制	業務実施体制	様式第23号-1		A 4	12部
		配置予定技術者の経歴等	様式第23号-2			
		最終処分場の業務実績	様式第23号-3			
		本件業務に含まれる業務又は関連した業務の実績	様式第23号-4			
		構成員の圏域内での業務実績	様式第23号-5			
		指名停止・営業停止の状況	様式第23号-6			
		技術職員数	様式第23号-7			
	業務実施方針	様式第24号	A 4		12部	
	特定テーマに対する提案	様式第25号	A 3			
工程計画	様式第26号	A 4				
見積書		様式第27号	A 4	1部		
受付票		様式第28号	A 4	1部		
技術提案書のPDF形式データ				1枚		
添付書類			A 4	1部		
質問書		様式第29号	A 4	メールに添付		
申出書		様式第30号	A 4			

(3) 既存資料の閲覧

既存資料の閲覧ができる者の制限はしないが、既存資料によっては部数の関係で同時に2社以上に対して閲覧ができない場合があるので、事前に施設課に連絡して閲覧の日程を調整すること。

(4) 既存資料

- 平面図(レベル1000)
- 建設地航空写真
- 土質調査報告書

環境影響評価実施計画書

津山圏域資源循環施設組合廃棄物循環型社会基盤施設基本構想

津山圏域資源循環施設組合一般廃棄物処理基本計画 ごみ編

最終処分場基本構想

(5) 技術提案書は、参加申請書を期限内に組合が収受したことを記載した「受付票」の発行を受けた者が提出できる。

(6) 提出先・提出方法及び提出期間

・提出先 〒709-4603 津山市中北下 1300 (久米支所 3 F)

津山圏域資源循環施設組合 施設課

TEL : 0868-32-2059 FAX : 0868-32-7019

・提出方法 持参 (受付時間を調整するため、事前に提出日、希望時間をメールで連絡すること。)

・提出期限 平成21年12月17日(木)までの午前9時から午後5時までの間

(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(7) 技術提案書の受理の確認

技術提案書を受理した場合は、期限内に組合が収受したことを示す「受付票」を発行する。

要求された内容以外の書類、函面等については受理しない。

(8) 技術提案書の提出者名は、特定結果の公表まで公表しない。

(9) 質疑

質疑は、全てメールによる。

技術提案書の質問書は、平成21年12月7日(月)午後5時まで受け付ける。

回答は、平成21年12月10日(木)までにホームページに掲載する。

(10) 技術提案書の取扱い

提出された技術提案書及びその複製は、技術提案書の特定及び次号により公開する場合以外、提出者に無断で使用しないものとする

提出された技術提案書は、特定・非特定に関わらず、原則として特定後一定の評価結果と共に公開することがある。非公開を求める場合はその旨を技術提案書に記載すること。記載なき場合は公表に同意したものとみなす。なお、非公開を希望した場合においても「非公開を希望した旨」は公開する。

前号において、技術提案書が特定されるまでの間であれば公開についての意思を変更することができる。申出書にその旨を記載し、提出すること。

提出された技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲及び上記の場合において、複製を作成することがある。

副本(提出された副本及び特定作業に伴い作成したもの)は、特定後直ちに廃棄し、正本は、文書保存期間の終了後(工事完了後5年)に廃棄する。

(11) その他

提出された技術提案書は、事務局の了解なく公表してはならない。

技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、技術提案書の提出者の負担とする。

技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して圏域市町が指名停止の措置を行うことがある。また、本件業務の告示及び技術提案書作成要領において記載した事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

技術提案書提出後においては、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

16 特定テーマ

本プロポーザルにおける特定テーマは次に掲げるものとする。

1 土木技術

総合的なコスト削減と工期短縮のための施工計画の着眼点について
周辺住環境を考慮した設計における留意点

2 建築技術

被覆型最終処分場に関する総合的なコスト削減を考慮した総合的な提案
LOC02(生涯二酸化炭素排出量)の削減及び自然エネルギーを生かした環境負荷低減に向けて設計上配慮すべき事項について

17 技術ヒアリング・・・別紙5「技術ヒアリング実施要領」参照

技術提案者の中で最も優れた提案者を選定するために審査委員会による技術ヒアリングを実施する。

技術ヒアリングは、業務実施方針及び特定テーマについて行う。

18 技術提案書の特定

(1) 技術提案書の特定方法

技術提案書の特定は、評価値によるものとし評価値の算出方法は次とする。

但し、参加資格、設計共同体の要件を満たしていない者は特定から除外する。また、客観評価において評価基準を満たしていない者については、選定しない場合がある。

【評価値の算出方法】

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} + \text{価格評価点} \\ &= 150 + 50 \\ &= 200 \text{ 点} \end{aligned}$$

$$\text{価格評価点} = (1 - \text{見積価格} / \text{契約限度額}) \times \text{技術評価点} \times 2.5$$

但し、価格評価点は50点を最高点とする。

(2) 技術評価

技術評価は、客観的評価及び特定テーマにより評価する。

区分	評価項目	配点		合計
		土木関係	建築関係	
客観評価	参加表明者の能力	17		17
	業務実施体制	22		22
特定テーマによる評価	業務実施方針	36	15	51
	特定テーマ	40	20	60
技術評価点 合計		115	35	150

(3) 技術評価の方法は、別紙7「評価基準」に基づき、総合的に評価する。

(4) 特定者については特定通知書を、非特定者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を記載した非特定通知書を、特定結果の公表と同日に発送をもって通知する。

(5) 特定されなかった者は、特定されなかった理由について説明を求めることができる。

(6) 前項の説明を求める場合には、平成22年1月8日（金）までに説明を求める内容を記載した説明依頼

書（様式自由）を持参により提出すること。なお，郵送，ファックス，メールによるものは受け付けない。

(7) 説明を求められたときは，説明を求めた者に対し，平成22年1月22日（金）までに書面により回答する。

(8) (6)の書面の提出先は，施設課とする。

19 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は，平成21年12月16日午後5時（ヒアリングの前日）までに書面（辞退届 様式自由）により届け出ること。参加辞退により，以後の入札等に不利益な扱いは行わない。

辞退届を提出した者は，ヒアリングに参加できない。また，ヒアリングの開始時間に遅れた共同設計体は特段の事情を除き同様とする。

ヒアリング当日の参加辞退は，入札参加資格を喪失した場合を除き原則として認められない。

20 契約及び支払い

(1) 業務委託契約は，特定した技術提案書を提出した者と契約する。

(2) 手続において使用する言語は日本語，通貨は日本国通貨に限るものとする。

(3) 契約は，津山圏域資源循環施設組合契約規則（平成21年津山圏域資源循環施設組合規則21号）による。

(4) 入札保証金 免除

(5) 契約保証金 一割以上の現金又は，保証会社，銀行，損害保険会社の保証を要する。

(6) 前金払い しない。

(7) 部分払い 平成21年度末（平成22年3月）に出来高を支払う。（但し契約額の3割を限度とする。）

(8) 支払い 契約規則第107条の規定による。

(9) 手続における交渉の有無 有

契約額について交渉を要すると判断した場合，交渉を行うことがある。

(10) 契約書は，別紙8「津山圏域資源循環施設組合業務委託契約書」による。

21 契約の変更

契約の変更は，契約書に定めによるもののほか，業務内容が著しく変更となった場合を除き変更しない。ただし，新規項目及び調査の結果大幅な調査等の追加が発生した場合は協議によるものとする。

22 手続きを無効又は手続きの中止，延期する場合

(1) 契約規則第18条の規定に該当する場合はその入札は無効とし，入札者が入札妨害その他不正な行為をしたと認められる場合は手続きの全部を無効とする。

(2) 契約規則第17条の規定に該当する場合は，参加表明者が1名となった場合は，入札の中止又は参加表明書提出期間の延長並びに特定スケジュールの変更をすることがある。

23 説明会

本件業務の説明会を平成21年11月26日（木）に行う。

別紙9「クリーンセンター敷地造成及び最終処分場実施設計業務委託説明会」案内を参照。

説明会への参加は自由とし，本件業務の参加条件とはしない。

24 その他

- (1) 質疑等は、全てメールで受け付ける。

E-mail：sisetu-ka01@shigen-tsuyama.jp

電話による問い合わせには一切応じない。

- (2) 苦情等の申し立て

契約に関する手続きについては総務課，その他の事項については施設課で受け付ける。

25 別紙

別紙 1 参加表明書作成要領

別紙 2 参加表明書様式集

別紙 3 技術提案書作成要領

別紙 4 技術提案書様式集

別紙 5 技術ヒアリング実施要領

別紙 6 仕様書

別紙 7 評価基準

別紙 8 津山圏域資源循環施設組合業務委託契約書

別紙 9 説明会案内

測量・設計業務等に係る技術者の配置及び選任基準

以 上